

Chapter

11

# 大阪市大の 人権問題への とりくみ

人権問題の最前線

—どこから読んでもかまいません—

## 大阪市立大学の人権問題への取り組み

大阪市立大学は、平和・自由・平等を求め、人権を尊び、不正義や差別を廃する、という学内に培われてきた基本姿勢を尊重し、すべての構成員の参加と努力によって、この基本姿勢の継承とさらなる強化をめざす。

〔大阪市立大学憲章〕(平成22年3月25日策定)より

### (1)「人権尊重」は世界の趨勢

戦後創設された国際連合は、人権問題を取り組みの重要な柱の一つとしてとらえ、1948年に「世界人権宣言」を採択しました。そこでは「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳及び平等で奪い得ない権利を認めることが世界における自由、正義及び平和の基礎をなすものである」と宣言しています。

その後も、国連を中心に人権への取り組みは前進をみせ、1995年からは「国連人権教育の10年」の取り組みがなされました。これを受けて、わが国においても1995年12月、内閣総理大臣を本部長とする「国連人権教育の10年」推進本部の設置が閣議決定され、1997年7月に「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」が策定されました。この他、大阪市や大阪府などの地方自治体でも、「行動計画」が策定され、人権教育の推進に向けての新たな取り組みが始まりました。

こうした「宣言」や「条約」などの世界的な取り組みの中で、人権を取り巻く問題点が指摘され、それぞれに対して法制的な

改善がもたらされてきました。こうした取り組みは高く評価されなければなりません。しかし、こうした人権擁護や差別禁止のための法制的な改善だけでは人権の問題がすべて解決するわけではありません。大切なことは、私たち一人一人の心の中に人権意識の芽を育むことにあります。私たちが無意識のうちに抱いてしまう他者に対するさげすみ、ねたみそして差別意識を点検し、ただしていかなければなりません。

そのためには、どうすればよいのでしょうか。「差別はいけない」という紋切り型にとどまるのではなく、自分自身の「人としての権利」が確保されているかどうか、また自分の無意識の発言・行為が他者に対する差別につながるものでないかどうかを、あらためて振り返ってみることが必要でしょう。さらに、友人や仲間、また広く人の輪の中の対話を通して人権意識を高めていくことも必要です。

経済的豊かさを享受できるまでに発展してきた今日の日本社会では、人々は質的な豊かさを追求する方向へ向かいつつあります。そこでは、時間的なゆとりと、企業社会に加えて家庭・地域社会での深い人間的つなが

りが求められています。こうした流れは、今まで軽視されていた家庭や地域社会の見直しであるとともに、多様な人間関係を構築することが真の豊かさを保障すると考えられるに至ったからでしょう。そうであるとするならば、今こそ、文化の多様性の承認と人々の共生が重視される時代だといえるでしょう。

### (2)「人権を守る」大阪市立大学の基本姿勢

このように人権尊重の世界的な流れは、止めようもなく大きなものとなっています。命の尊厳を基本に据え、文化の多様性を承認し、多様な人々の共生をはかることが、現代社会において重要な課題となっています。また、人権を軸とした豊かな社会を築くことは、個々の人間一人一人の豊かな生活を保障することにもつながっています。このように考えると、人権教育は大学教育の柱の一つとされなければならぬものであり、人権感覚をもった市民を育てるといふ視点なくして現代の大学教育は考えられなくなっています。

大阪市立大学は、こうした

表1 人権関係科目

全学共通科目

(2021年度)

科目名	単位数	前期・後期	曜日	時限
現代の部落問題	2単位	後期	金	1
メディアと人権	2単位	前期	金	2
部落解放のフロンティア	2単位	後期	金	2
部落差別の成立と展開	2単位	前期	金	1
グローバル化と人権	2単位	後期	金	1
障がい者と人権Ⅰ	2単位	前期	金	2
障がい者と人権Ⅱ	2単位	後期	金	2
ジェンダーと現代社会Ⅰ	2単位	前期	金	1
ジェンダーと現代社会Ⅱ	2単位	後期	金	2
エスニック・スタディ入門編	2単位	前期	金	2
クィアスタディーズ入門	2単位	前期	金	2
企業と人権	2単位	後期	金	1
地球市民と人権	2単位	前期	金	2
人権と多様性の研究(演習)	2単位	後期	金	4
労働と人権	2単位	前期	金	2
平和と人権	2単位	後期	金	2
ワークショップと講義で学ぶ人権基礎講座	2単位	前期	集中	

時代の流れを先取りして、1968年には同和問題に関する科目(「社会計画論」)を全国の大学にさきがけて開講し、その後、民族問題、障がい者問題、女性問題に関する諸科目を次々に開講してきました(現在開講中の人権関係科目は表1を参照してください)。

人権を重視するという基本姿勢は、「大阪市立大学は、す

べての人間の尊厳と平等を基本に据えた大学として、出身、民族、障害の程度、性別など一切差別をしない大学であり、差別を許さない大学である」という1988年の学長談話に表明され、さらにこの姿勢は、「大阪市立大学人権宣言2001」(2001年)に受け継がれ、大学づくりの指針として具体化が進められています。

加えて大阪市立大学は、障がいのある学生への支援を行う全学的窓口として、学生サポートセンター1階に、「障がい学生支援室」を設置しています。また、男女共同参画の視点をも踏まえ、女性研究者が研究、教育にその最大限の能力を発揮し、次世代の担い手を育成することができる環境を整備することを目標として、2012年11月に女性研究者支援室を開設しました。

皆さんは、将来は職場や地域社会、さらには国際社会において様々な人権問題に遭遇することになるでしょう。そのとき、本学の教育を通じて得られる、多様性を尊重することができ、資質、人権感覚は必ず役立つことと思えます。そして、それにとどまらず、豊かな社会生活を営み、豊かな人間関係を築いていく基礎になるものと思えます。

### (3)「人権問題委員会」の役割と活動

大阪市立大学は1998年までは、同和問題、民族問題、障がい者問題、女性問題に取り組みするために、四つの委員会を設けていました。これらの委員会へは、それぞれの問題を個別に解決するうえで有効にその役割を果た

してきました。しかしながら、四つの委員会という体制は、いくつかの欠陥をもっていることも次第に明らかになってきました。欠陥の一つは、四つの問題以外の人権問題を取り扱いの外に置いたことです。人権問題には、高齢者や子どもの人権、アイヌの人々、HIV感染者、刑を終えて出所した人などに対する差別など、様々な問題が含まれ、これらも同様に重要な問題です。第2の欠陥は、たとえば部落差別であると同時に女性差別でもあるというような重層的差別事象が発生したとき、適切複合的かつ迅速に対処できないことです。第3の欠陥は、従来の四つの委員会は何か人権問題が発生したときに、これに対応することを主要な任務とするものであったということです。しかし現在、大学において求められているのは、人権問題への対応やその処理だけでなく、大学における人権文化の創造です。「国連人権教育の10年」も、それぞれの文化的伝統のなかに人権を根付かせるような活動が求められており、このような活動が「人権文化の創造」と呼ばれています。これらの欠陥を克服するため、大阪市立大学は1999年度に、従来の四つの委員会を統合し、人権問題委員会を設けました。

人権問題委員会は、大阪市立大学の人権尊重という基本姿勢を具体化するために、その指針となる「行動計画」の策定を進めるとともに、次のような諸活動をしています。

第1は、大阪市立大学における人権問題に関する実態を把握して、その諸条件の改善のための提案をすることです。アンケート調査、意識調査、学生との意見交換等により大学の実態の把握に努め、人権を尊重する環境の整備に貢献しています。

第2は、啓発活動です。新生入生に対する人権問題ガイダンス、人権週間特別講演会、人権問題に関する講演会、シンポジウムなどを企画・実施しています。最近の人権週間企画のテーマを(表2)にまとめました。参照してください。この他に、「人権問題の最前線」や「人権問題ニュース」(年2回発行)などを作成・発行しています。

第3は、学内における差別的な落書きや差別的な発言などの人権侵害事象への対応です。人権問題委員会は、事実を確認し、記録にとどめるとともに、教訓として啓発活動に生かすよう努めています。

皆さんが差別的な事象に遭遇したとき、どのようにすべきか。これについては、本書の第10章P113〜122の「人権侵害をされたとき、知ったとき」を読んでください。

## (4)「人権問題研究センター」における人権問題の研究と教育

大阪市立大学において人権問題への、本格的な取り組みが始まったのは1961年に起こった家政学部(現在の生活科学部)の学生への差別事件がきっかけでした(これらの歴史的経緯については「人権問題の最前線」P16〜17を参照)。この不幸な出来事をきっかけに大学は部落問題の啓発と教育のために同和問題委員会を立ち上げ、「部落問題論」や「同和教育論」などの講義が開講されるようになりました。そして、部落問題の総合的な研究・調査を行い、問題の正しい認識と啓発・教育を担うための専門研究組織として「同和問題研究室」が1973年に設置されました。それ以来、同和問題研究室は大阪市立大学における部落問題の研究・啓発のための拠点として、さらに

は大阪・関西における拠点として、さまざまな研究・調査活動を展開し、多くの成果を蓄積してきました。2000年4月から、この同和問題研究室は、部落問題だけではなく、現代社会のさまざまな人権問題をトータルに研究するための組織として、「人権問題研究センター」へと発展的に改組されました。すなわち人権問題研究センターは、同和問題研究室における「部落問題研究」の伝統を継承しつつ、同時に、現代社会の「新たな」人権問題の領域へとその視野を拡大し、そのような多様な人権問題の解決に研究・教育を通じて貢献することを目指している研究機関なのです。

人権問題研究センターがその研究において最も重視しているのは「現場の視点」です。人権問題の現場で当事者たちが問題の解決にとりくんでいる、その現場に出かけ、当事者の「声」に真摯に耳を傾け、そうした人々の側から問題をとらえ返すこと、これがセンターにおける人権問題研究の基本的な姿勢です。センターが毎年実施している「現地調査」や原則として毎月開いている公開ミニシンポジウム「サロンde人権」「シネマde人権」はその一環です。

教育においては、全学共通教育に開講されている17科目の講義や演習を土台にして、2020年度から「人権副専攻」を設置しました。アクティブ・ラーニングの方法をとりいれながら、学生たちと現場実践とをつなぐことをめざします。

さらには、センターは学内外の研究者や人権擁護のために活動している人々との共同研究、海外の人権問題研究機関との学術交流なども活発に推進しています。2020年度に発足した「大阪コリアン研究プラットフォーム」もそのひとつです。そうした研究活動の成果は紀要『人権問題研究』や『人権問題研究センター ワーキングペーパー・シリーズ』として公表されています。

また、人権問題研究センターは、人権問題委員会と密接に協力しながら、大阪市立大学における人権啓発活動や人権教育においても重要な役割を果たしています。たとえば、人権問題研究センターは人権問題委員会とともに『人権問題ハンドブック』(1〜5)も編集・発行しています。これは大阪市立大学における人権問題への取り組みを知るための基礎的資料集です。ぜひ一度目を通してください。

# 11

## 大阪市大の人権問題へのとりくみ

表2 最近の人権週間企画(人権問題委員会主催)

年度	開催日	テーマ	講師等
H21	21.12.4	第11回人権フェスティバル	
		午前の部 講演：「市民プールにおける障害者の人権とノーマライゼーション」	岡田 寛 (NPO法人プール・ボランティア理事長)
H22	22.12.10	第12回人権フェスティバル	
		講演：「障害者が社会で普通に暮らす」ということは？ ＝国内におけるバリアフリーの現状と諸問題＝	山名 勝 (DPI/バリアフリーリーダー・大阪市障害者相談員)
H23	23.12.9	第13回人権フェスティバル	
		特別企画：メディアと人権 ジャーナリスト大谷昭宏さんとともに、メディア報道と人権について考える 「日本のメディア報道、どこが問題か」	大谷昭宏 (ジャーナリスト) インタビュアー：朴 一 (経済学研究科教授)
H24	24.12.14	第14回人権フェスティバル	
		インタビュー・トーク 「蓮池透氏が語る 拉致被害者、10年目の現実」	蓮池 透 (北朝鮮による拉致被害者家族連絡会元副代表) インタビュアー：朴 一 (経済学研究科教授)
H25	25.11.29	第15回人権フェスティバル	
		講演：「一人ひとりが共に笑いあえる社会を目指して ～スポーツを通じて人権を考える～」	鈴木ひとみ (元ミス・インターナショナル準日本代表 パラリンピック射撃日本代表)
H26	26.11.14	第16回人権フェスティバル	
		講演：「誰もが自分らしく生きられる社会に向けて ～女が得か、男が得か、なぜ誰もが生きづらい世の中なのか～」	谷口真由美 (大阪国際大学グローバルビジネス学部准教授)
H27	27.12.4	第17回人権フェスティバル	
		講演：「[人口と開発]における人権」	林 玲子 (国立社会保障・人口問題研究所国際関係部長)
H28	28.12.9	第18回人権フェスティバル	
		講演：①SNSの利用と表現の自由、その限界 ②ドリームアクト～多文化共生を社会の指標に～	①松井修視氏 (関西大学社会学部教授) ②金 光敏氏 (特定非営利活動法人コリアNGOセンター事務局長/教育コーディネータ/大阪市立大学非常勤講師)
H29	29.12.8	第19回人権フェスティバル	
		講演：「大学とLGBT 一性の多様性について考える」	松岡宗嗣氏 (MEIJI ALLY WEEK代表)
H30	30.12.7	第20回人権フェスティバル	
		講演：「ヒバクシャはなぜ声をあげ続けるのか」	林田光弘氏 (ヒバクシャ国際署名事務局キャンペーンリーダー)
R1	1.12.7	第21回人権フェスティバル	
		講演：「大阪大空襲から人権を考える ～戦中、戦後をどう生きてきたか～」	伊賀孝子氏 (大阪戦災被害者・遺族の会)
R2	2.12.4	第22回人権週間特別講演会(旧：人権フェスティバル)	
		講演：「香港の民主化運動とジェンダー」	熟田敬子氏 (早稲田大学非常勤講師)





# 人権侵害をされたとき、知ったとき

差別やセクシュアル・ハラスメントなど、あなたの人権が侵害されたり、身近で人権侵害を知ったときには、ただちに大学の相談窓口知らせて下さい。人権侵害に対する窓口として各学部には、人権問題委員が置かれています。また、大学の考え方や具体的な対応の手順、ガイドラインなどの資料も添付しましたので参考して下さい。

残念なことですが、大阪市立大学の構内でも、差別落書きや差別文書が発見されており、また差別的言辭を耳にすることも皆無ではありません。たとえば、1997年から15回にわたって個人を攻撃する差別落書きがトイレに書かれるという卑劣な事件も起こっています。あるいは、数年前には、学生が職員を差別的な言辭によって攻撃するという事件もありました。長年人権問題の解決に向けて努力してきた大阪市立大学においても、いまだ人権侵害の土壌が残っているという現実を認めざるをえません。それゆえ私たちには、いまでも差別などの人権侵害が身近なところにあるということを認識し、このような現状を克服していく不中断の努力が求められているのです。

差別落書きや差別発言を見過ごすことは、差別を助長し、拡大することにつながります。それゆえ、差別落書きなどが見つかった場合にはそれをきちんと記録しておく必要があります。皆さんが差別落書きなどを大学構内で見つけた場合にはそれを消したり、放置したりせず、ただちに本学の教員あるいは職員に連絡してください。人権問題委員会と学生代表の立ち合いの下に、それを記録にとどめた後、それらを消去して

1 差別落書きを見つけたとき、誰かの差別発言を聞いたとき

## 差別的な落書きを発見したときは

- ◎消さずにまず連絡してください。
- ◎「ラクガキ」ぐらい——と簡単に見過ごすことはできません。
- ◎その「ラクガキ」が、人を差別し、人の心を傷つけている時は、まさに「人権侵害」になっているのです。
- ◎本学では、つぎのような流れで対応しています。

### ①保存

人目にふれないように現場を保存する。  
◆トイレ内部などは、扉を閉じるか、「使用禁止」の表示などをする。  
◆通路の壁など通行止にできない時は、表面を紙などで覆うような工夫をする。



### ②連絡

各学部等事務室を通し、あるいは直接に市立大学事務局 教育推進課  
**06-6605-3503** へ連絡する。  
なお、講義中の場合は、講義担当者を通じて、上記まで連絡する。



### ③確認・確認書作成

落書きの内容を、正確に写し取る。(できるだけ、写真撮影をする)  
落書きについては、本学の人権問題委員会が主体となり、学生代表立会いのもとに、事実を確認し、両者名の確認書を作成する。



### ④処理・報告

記録・連絡がすめば、関係者と協議のうえ速やかに処理する。  
◆記録のあと、削りとり、ペンキで塗りつぶすなどする。  
処理がすめば、関係先へ記録内容を添えて報告する。

その根絶に向けての対策を講じていきます。

また、差別発言を耳にしたときは、それを見逃さず、勇気をもってその場で発言者に注意を喚起してください。もしもその発言が意識的で悪質な場合は、これも教員あるいは職員に連絡してください。

具体的な対応の仕方については、以下の「マニュアル」を参照してください。

### 2 ハラスメントの被害にあったとき、友人から相談されたとき

本学では、セクシャル・ハラスメントを含むハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応し、学業や職場環境の改善に役立てるための措置を行っています。

ハラスメントの相談窓口としては、ハラスメント相談員を設けています。相談員の連絡先は各学部や共通教育棟の事務室などに掲示しています。また、OCUNIPA内学生ナビ↓学生生活↓学生相談窓口からも確認できます。

所属する学部学科に関わりなく、どの相談員に相談しても構いません。相談員は相談者の主張や要望を聞きながら、本人の意思を尊重しつつ、必要に応じて調査を行ったり、問題解決に向けた対応を行います。相談内容の秘密は厳守されますので安心して相談してください。

匿名による相談や第三者による相談も受け付けています。自分一人で相談に行きにくい時は、親しい友人などに付き添いや代理をしてもらっても構いません。

友人などから相談された場合にもどのような解決法があるかについて相談員にたずねることもできます。

### 一人で悩まないで、ハラスメント相談員に相談しましょう。

相談体制に関する問い合わせ先  
TEL 06(6900)5100  
大阪市住吉区杉本3-3-138  
公立大学法人大阪  
市立大学事務局 教育推進課  
TEL 06(6900)35003

### 3 就職差別を受けたとき

大学は、就職差別をなくすためにキャリア支援室を中心に努力を続けています。ここでは、大学の取り組みと、皆さんが就職差別を受けた場合の対処方法について記載しています。

### 1. 職業選択の自由とその機会均等について

日本国憲法および国際人権規約に規定されているように、職業選択の自由とその機会均等は侵すことのできない基本的人権です。被差別部落への差別はもちろんのこと、性別や民族による差別、一人親家庭など家

庭の事情による差別等、本人の資質や能力に関係のない事柄を理由に当人に不利な選考を行うことは許されないことです。また、障がいをもつことを理由に、勤労の権利を侵さぬよう、選考に当たっては十分な配慮が求められています。

本学は、昭和56年5月大阪府下の大学と連携して「大阪府下大学等就職問題連絡協議会」を発足させ、採用選考に際して差別のないよう企業に呼びかけてきました。学内にあっても、毎年企業から送付される求人票等の就職関連書類を確認し、戸籍謄本・抄本や住民票の提出を請求する求人行為に対しては、そのような請求をすることのないよう求人側に要請し、

本籍地番、身元調査、家族の職業・社会的地位・学歴・収入・資産および本人の支持政党、宗教などに関する諸調査には応じえない旨、求人側に周知しています。

学生のみならず就職差別にかかわる右記の事柄に充分留意して就職活動に臨んでください。自らに対する差別をはねかえすだけでなく、自分と直接関係のない人に対しても、差別を許さないよう心がけてください。

### 2. 就職差別をなくすために

就職差別とは、雇用者が応募者の資質・能力・適性・関係のない事項や本人の責任でない事項などを、採用・不採用を決定することをいいます。仮に直接採否決定の判断基準になっていない場合でも、

・差別的項目のある社用紙を使用すること

・面接で本籍地番や親の職業を聞くこと

・戸籍謄本等を要求すること

・作文で家庭状況等を書かせること

・身元調査をすること

などは、就職差別につながるおそれのある選考であるといえます。

本学では、「大阪府下大学等就職問題連絡協議会」と連携して、就職差別をなくすための学生向け啓発文書の配付をはじめ、次の取り組みを進めています。

- ・企業向け協力依頼文書の周知
- ・企業などから送付された就職関係書類のチェック
- ・就職活動時における差別事象の調査

### 3. 「就職差別等についての報告書」の提出について

本学では、就職差別につながるおそれのある選考の実態を把握し差別的な選考をなくすために、「就職差別等についての報告書」の提出を求めています。

応募先企業などで差別につながるおそれのある選考を受けたと思われる場合は、「キャリア差別等についての報告書」をキャリア支援室（医学部看護学科学士は看護学科学務室）まで提出してください。差別かどうか判断に迷う場合は就職支援室（06-6600512104）に相談してください。

# 大阪市大における 障がいのある学生の修学支援について

本学では、障がいのある学生が学生生活をおくる際に適切な支援を受けられるよう『障がい学生支援室』を設置し、修学支援に取り組んでいます。

## 障がい学生支援室

### 1 組織体制

- (1) 支援室は室長及び副室長を置く。室長は、学生担当副学長をもって充て、副室長は、教員の中から室長が指名するものとする。
- (2) 事務は、学生課が担当する。
- (3) 支援制度等を審議するため、障がい学生支援会議を設置する。
- (4) 支援会議は、障がい学生支援室長をトップに、副室長、各研究科、都市健康・スポーツ研究センター、大学教育研究センター及び人権問題委員会から選出された教員各1名、保健管理センター所長の16名で構成し、障がいのある学生のための支援制度に関する事項、その他障がいのある学生支援のために必要な事項を審議する。

### 2 障がい学生支援室の主な業務

- (1) 障がいのある学生からの相談業務
- (2) 障がいのある学生の支援に関わる情報収集
- (3) 学内の連絡調整
- (4) 研修会の開催
- (5) その他障がい学生支援に関すること

### 3 利用案内

悩みや相談があれば、障がい学生支援室まで電話、E-mail等によりお問い合わせください。

【お問い合わせ先】大阪市立大学障がい学生支援室（杉本キャンパス）

電話：06-6605-3650 FAX：06-6605-3648 E-Mail：ocusgs@ado.osaka-cu.ac.jp

### 4 学生サポートスタッフの募集

本学では障がいのある学生も学んでいます。障がいのある学生が大学での勉学を十分できるようにするには、設備の改善だけではなく、他の学生の協力が必要な場合があります。

たとえば、身体に障がいがある学生のために教室などへの移動を介助すること、耳の不自由な学生のために講義中にノートをとること、目の不自由な学生のために講義以外の時間に本を朗読することなど、大学では必要に応じて学生のみなさんの協力を呼びかけています。

障がいのある学生への支援に関心のある方、これから学ぶ意欲のある方は、学生サポートスタッフに登録してみませんか？

ご連絡をお待ちしています。



## 手紙

東野圭吾著

(文春文庫)文芸春秋 2006年

(単行本は2003年に毎日新聞社から刊行)

犯罪者となった兄と、その弟との心の絆を描いた小説。弟を思うがゆえに強盗殺人という重罪を犯してしまう兄、その兄の過ちにより、進学、就職、恋愛と人生の幸せからことごとく見離されていく弟。犯罪者の家族が直面する過酷な現実と周囲の差別意識がリアルに描かれている。兄との絆を断ち切ろうとしても断ち切れずもがき苦しむ弟の姿が胸に突き刺さる。犯罪被害者の家族の思いを綴った作品が多い中、犯罪加害者の家族の心情に焦点をあてた点でも話題になった。映画化されミリオンセラーにもなった作品なので、ご存じの方も多いかもしいが、もしまだ読まれていなければ、是非、一読されることを勧めたい。

池上 知子 (文学研究科 教授)

## BC

クルディスタンを訪ねて  
—トルコに暮らす国なき民—

松浦範子著

新泉社 2003年

本書はトルコ共和国内のクルド人の住む地域(クルディスタン)を訪ね歩き、クルド人から直接話を聞きまとめたものである。日本人が減多に訪れることもなく、またトルコ人も訪問を薦めない東部の地域へ足しげく通い、多くのクルド人から聞いた現実の描写に圧巻される。近年著しく発展しているトルコであるが、民族問題として根深いクルド人問題を抱え、過激派によるテロが頻発しているのも現実である。その主犯とされているのが、クルド人独立国家樹立を目指す武装組織「クルド労働者党(PKK)」や関連組織である。加えて隣国シリアの情勢も不安定でIS(イスラム国)によるテロが首都アンカラやイスタンブールなどで発生している。トルコ共和国は魅力ある観光資源の多い国であるが、このような書籍でトルコ共和国の抱える民族問題を学べば、より理解が深まるであろう。

生田 英輔 (生活科学研究科 准教授)



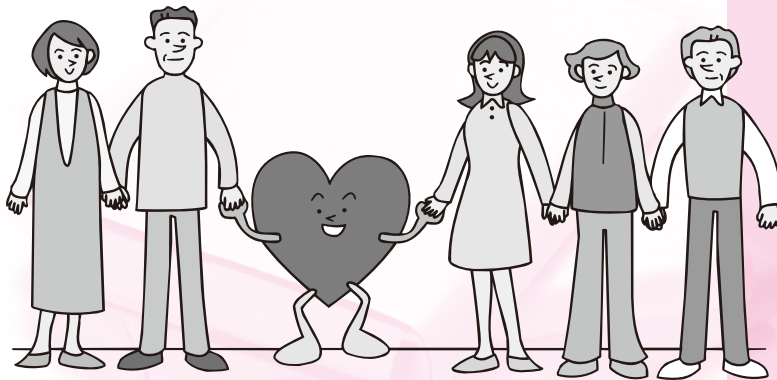
## インド東岸の冒険と旅行 (17・18世紀大旅行記叢書第Ⅱ期第3巻)

ヤコブ・ハーフナー著・栗原福也訳  
岩波書店 2002年

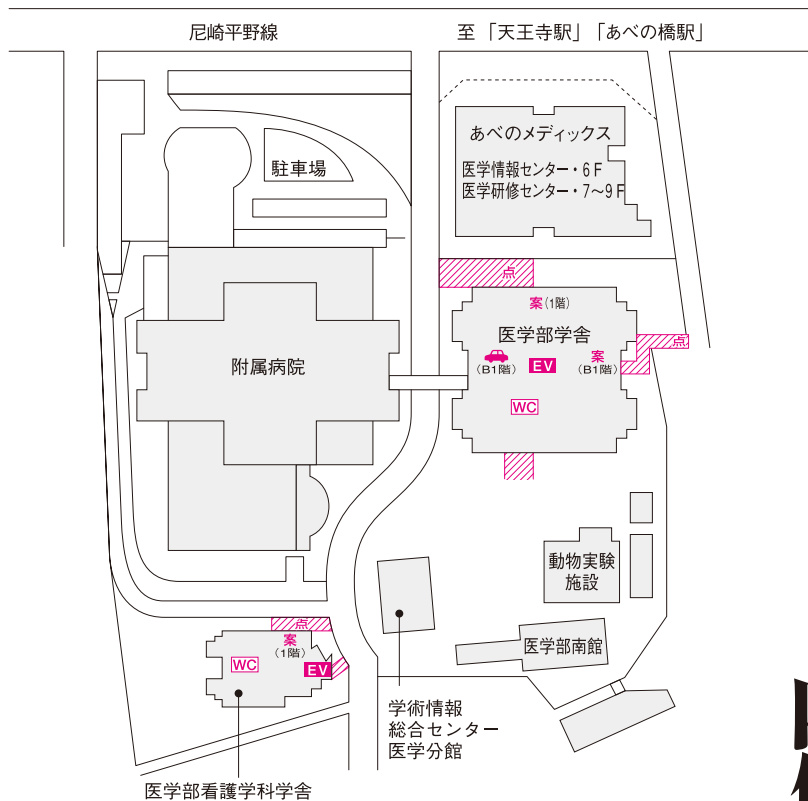
本書は、1754年生まれのオランダ人ヤコブがわずか11歳で東インドに行き、約20年の間イギリスの東インド会社を通じたインドの植民地支配のさなかに遭遇した様々な出来事を記述した旅行記である。原書が出版されたのは、今からおよそ200年前である。それにもかかわらず、なによりもそのような時代の人のの中に、現代的な人権感覚をもっていた人がいて、ヨーロッパの植民地支配に対してヨーロッパ人自身が過酷な人権侵害を告発していることに驚かされる。同時に、ヤコブが「人間愛」として表現する人権概念について時を超越したその普遍性を確信することができる。そして、そこに記述された内容が、多少の誇張があるにせよ、歴史的な事実であることに心を痛める。ヤコブが読者に期待することとして述べている言葉を引用しよう。今から200年前の言葉である。







「もしも読者の中の誰かが金儲けのためにインドへ行こうと考え——神がその人を守らんことを——、彼がインドの住民について私が述べたことを少なくとも信じるならば、その人はインドに旅立った大多数の人々が心に抱いていた愚かな偏見を持ってはいかないだろう。彼はインド人を、彼らの肌の色、宗教、慣習を気にかけることなく、生活と自由と幸福に対して自分たちと同一の権利と要求を持つべく神と自然によって造られた——この世に生をうけた——彼の同胞とみなさう。そしてもしもたまたま彼が何人かのインド人に命令するようなことがあっても、彼らをやさしく公平に扱うだろう。そのようにして、多分この旅行記はさらに何千人ものインド人に役立ち幸せを与えることになる。」  
(177頁)

平 覚 (大阪市立大学 名誉教授)



## キャンパスマップ —バリアフリーをめざして



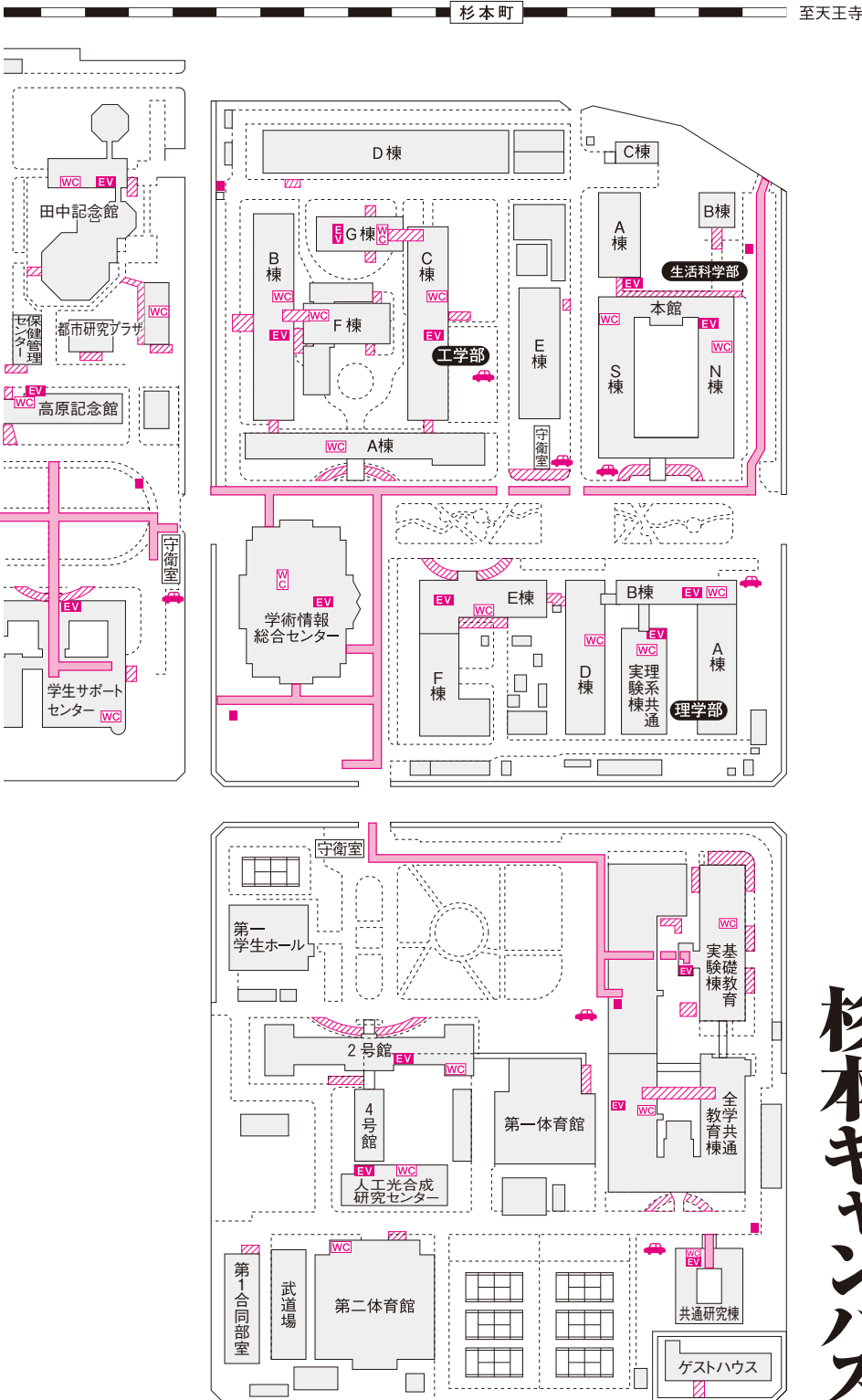
-  スロープ・渡り廊下
-  エレベーター
-  多目的トイレ
-  障がい者用駐車スペース
-  点字ブロック
-  案内板(点字あり)



阿倍野キャンパス

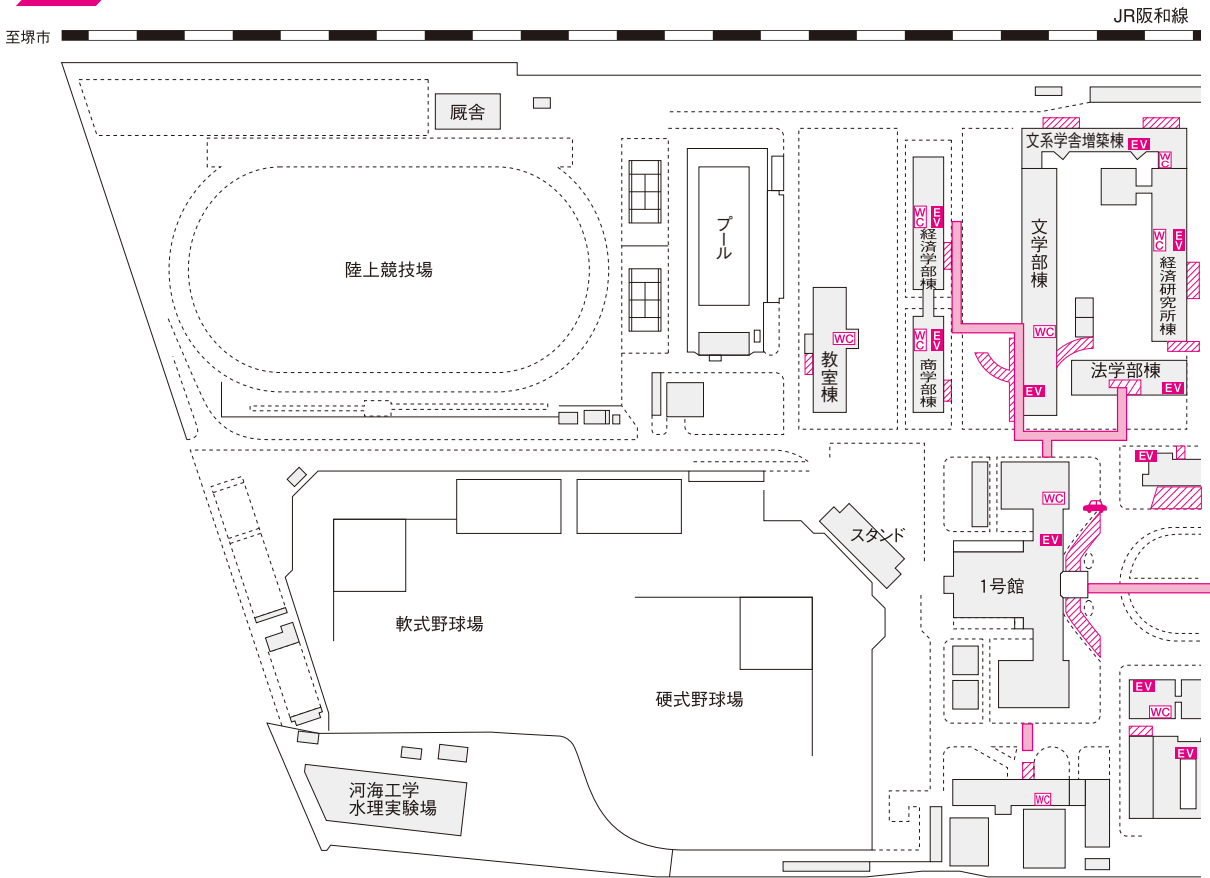
campus map

杉本キャンパス



# 11

## 大阪市大の人権問題へのとりくみ



本学キャンパスのバリアフリー諸設備に関するマップです。基幹施設への基本的なバリアフリー設備の設置については、順次整備を進め、概ね完了していますが、今後その他の施設や多方面から更に設備を充実させる必要があります。ハード面だけでの整備では十分とは言えず、なにより本学構成員の皆さんの一層の意識向上によるソフト面の充実が欠かせません。ハード・ソフト両面を充実させることによって、人に優しいキャンパスの環境整備を目指しましょう。このマップは障がい者用のすべての施設を描ききれていませんし、マップは平面図で描いていますので、主に地上および1階の施設のみとなっており、2階以上の階は本マップの対象になっていません。また、障がい者施設も車椅子中心になっているため、完全なマップではありませんが、本学構成員の皆さんがキャンパス内を再確認し、より良い環境を作り出す助けになれば幸いです。

-  スロープ・渡り廊下
-  エレベーター
-  多目的トイレ
-  障がい者用駐車スペース
-  点字ブロック
-  案内板